

お 申 し 込 み ご 案 内 (下記は標準的注意事項です。)

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部となります。詳しくは、各受託旅行社パンフレットの旅行条件をお読み下さい。

●1 企画旅行契約について

(1) この旅行は、当社 受託旅行社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、受託旅行社と企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。(以降当社とは受託旅行社をいいます)

(2) 契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件の他、下記条件、出発前にお渡しする確定書面(「最終旅行日程表」という)及び当社旅行業約款企画旅行契約の部(以下「当社企画旅行約款」という)によります。

●2 旅行のお申し込み及び契約成立

(1) お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は、「旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部として取扱います。

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨を、通知した翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を提出して頂きます。この期間内にお申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取扱います。

(3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受理した時に成立するものとします。

(4) お申込

旅行代金	お 申 込 金(お一人様)
旅行代金が 3万円未満	6, 000円以上旅行代金まで
旅行代金が 6万円未満	12, 000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円未満	20, 000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	30, 000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%

(5) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には、予約お申し込みの際にお申し出下さい。当社は、可能な範囲内でこれに応じます。

●3 お申し込み条件

(1) 20歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。

(2) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

(3) ①慢性疾患をお持ちの方、②現在健康を損なっている方、③妊娠中の方、④障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行申し込みの際に、お申し出下さい。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。尚、この場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。当社は、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施の為に、介助者／同伴者の同行等を条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡致します。

(5) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせて頂きます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(6) お客様のご都合による別行動は原則として出来ません。但し、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(8) その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

●4 旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、子供代金となります。

(2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。

●5 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代及び消費税諸税。

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。『注意』上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

●6 旅行代金に含まれないもの

第5項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

(1) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)

(2) クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

(3) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(見学科・食事代・写真代・交通費等)

(4) ご希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金。

(5) ご自宅から発着地までの交通機関・宿泊費

●7 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となる虞が極めて大きい場合は当該旅行の実施を取止めるか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後に理由をご説明いたします。

●9 旅行代金の変更

(1) 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂された時は、その範囲内で旅行代金を変更する事があります。その場合は、旅行開始日の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

(2) 第7項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加する時は、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少した時は、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

●10 お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は第12項に定める取消料をお支払い頂く事により、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。

(2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することが出来ます。

A 契約内容の重要な変更が行われた時。
B 第9項に基づき、旅行代金が増額改訂された時
C 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になった時、又は、不可能となる虞が極めて大きい時。

D 当社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかった時。

E 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となった時。

(3) 変更・取消のお申し出は、当社の営業時間内のみお引き受け致します。

●11 当社による旅行契約の解除及び催行中止

(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、当社は旅行契約を解除する事があります。この時は、取消料に相当する額の違約料をお支払い頂きます。

(2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する事があります。

A お客様が当社にあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていない事が明らかになった時。

B お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められた時。

C お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められる時。

D お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人数に満たない時。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に旅行中止のご通知を致します。

E スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しない時、又は、そのおそれが極めて大きい時。

F 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社が関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった時、又は、不可能となる虞が極めて大きい時。

(3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除した時は、既に收受している旅行代金(あるいはお申込金)から違約料を差し引いて戻し致します。又、本項(2)により旅行契約を解除した時は、既に收受している旅行代金(あるいはお申込金)の全額を戻し致します。

●12 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼっての取消日	取 消 料
1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無 料
2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)(3～6を除く)	旅行代金の 20%
3) 7日目にあたる日以降の解除(4～6を)	旅行代金の 30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の 50%
6) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(2) 旅行代金が期日までに支払われない時は、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料を頂きます。

●13 特別補償

主催旅行参加中に偶然かつ外来の事故に対して補償(一部不可)します。詳しくは、契約書面をお読み下さい。